

県高総文祭等における感染症拡大防止ガイドライン

神奈川県高等学校文化連盟

1. はじめに

本ガイドラインは、「神奈川県高等学校総合文化祭」に係る諸行事および県高文連主催行事において新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応を整理したものである。なお、本ガイドラインの内容は、新たな感染症情報や県対処方針等の変更に応じて適宜見直しを行うものとする。

2. 行事開催の条件について

神奈川県のイベント開催や教育活動の方針に従うとともに、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、次の条件を満たしていることを開催の条件とする。

- ① 神奈川県において、国が定める緊急事態宣言が発令されていない状態であること
- ② 学校教育活動が再開されていること

3. 行事開催の基本的な方針

各行事の開催においては、専門部会ごとに実施方法を検討し、3つの密（密閉・密集・密接）を避け、接触の機会を極力減らす等、最大限感染拡大のリスクを抑えられるよう工夫する。また、参加する生徒や保護者に基本的な考え方やリスクを周知し、理解を得るよう努める。

4. 行事を行う際の感染防止策について

- ・発表会や展示会の前後における開会式や表彰式等の式典は、生徒の密を避ける観点から原則行わない、もしくは簡略化すること。
- ・イベントの開催については「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」を踏まえた対応とすること。

(詳細については、以下の神奈川県のHPからご確認ください。)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/taisyoousin0525.html>)

- ・使用する会場の管理者と十分協議のうえ、各専門部会の特性や行事の性質に応じた必要な対策を講じること。
- ・県から「感染防止対策取組書」「LINE コロナお知らせシステム」の発行を受け、受付もしくは会場入り口に掲示すること。

(利用方法などは、以下の神奈川県のHPからご確認ください。)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/corona/lineosirase.html>)

- ・ホールなどの客席を設置する部門については、原則一般公開はしないこととする。保護者等、一部の一般の入場を許可する場合は、会場入り口での検温を実施し、「LINE コロナお知らせシステム」への登録を促す。体温37.5℃以上もしくは体調不良の方は入場をお断りする。
- ・展示会場については、一般の入場を可とするが、会場内や受付が密にならないよう工夫をするとともに、「LINE コロナお知らせシステム」への登録を促す。

- ・生徒、引率及び運営教員は行事開催日まで体温や風邪症状の有無について健康観察をおこない、当日体温が37.5℃以上もしくは体調不良や感染の疑いがある場合は参加させない。
- ・当日体調不良や感染の疑いがある者が出た場合に備え、待機場所を用意すること。行事中に発熱などの体調不良を訴える、もしくは感染の疑いが判明した参加者に対しては、安全に帰宅するよう促す。帰宅までの間、一定時間会場に留まる場合は、他の者との接触を避けられるよう待機場所にて待機させるなどの配慮をする。
- ・手洗い用の石鹸、アルコール等の手指消毒剤を手洗い場や受付に用意すること。
- ・受付等の人と人が対面する場所においては、マスクを着用すること。
- ・3つの密を避けるよう、時間の短縮や適度な換気などの対策を行うこと。
- ・物品の搬入出の際には手袋をする、触れることを前提とした作品の展示を極力控える、会場内外での出待ちを禁止するなど、接触の機会を減らすよう努めること。
- ・会場で飲食を行う場合、飲食場所は密にならないようゆとりを持ち、手洗いや手指消毒の徹底、可能な限り対面を避け会話を控えるなどの対策をとるよう声掛けをすること。

5. 参加者（生徒、教員、および一般観覧者）の感染もしくはその疑いが判明した場合の対応について

(1) 行事实施前に判明した場合

生徒を集める行事については、感染もしくはその疑いが判明した者は参加できない。

(2) 行事期間中に判明した場合

ア 行事中に発熱などの体調不良を訴える、もしくは感染の疑いが判明した参加者に対しては、安全に帰宅するよう促す。帰宅までの間、一定時間会場に留まる場合は、他の者との接触を避けられるよう待機場所にて待機させるなどの配慮をする。

イ 感染の疑いが判明した者の所属する学校や行政機関の指示に従うこと。

ウ 感染の疑いが判明した者とその所属校、行事参加時の行動等について、当該専門部会が高文連事務局に報告し、他の参加校等の必要な関係機関に連絡すること。

(3) 行事实施後に判明した場合

ア 感染もしくはその疑いが判明した者の所属する学校や行政機関の指示に従うこと。

イ 感染が判明した場合、感染者とその所属校、行事参加時の行動等について、当該専門部会が高文連事務局に報告し、他の参加校等の必要な関係機関に連絡すること。

6. 行事の実施が困難であると判断される場合の対応について

(1) 中止または延期等の対応について

各専門部会が行事の実施が困難であると判断し、中止もしくは延期する場合や実施形態を変更する場合、会場や参加予定者に連絡するとともに、可能な限り速やかに高文連事務局にも報告すること。また、高文連事務局が行事の実施が困難であると判断した場合、中止もしくは延期、実施形態の変更を検討するよう依頼することがあるので留意すること。

(2) 上位大会の予選を兼ねた行事について

上位大会への参加者、参加団体の選考方法については各専門部会で事前に検討しておくこと。